

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 北海道財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年6月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社北海電工 |
| 【英訳名】 | HOKKAIDENKO CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 藪 下 裕 己 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当なし |
| 【本店の所在の場所】 | 北海道札幌市白石区菊水2条1丁目8番21号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 証券会員制法人札幌証券取引所 (北海道札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長 藪下裕己は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社1社については、連結売上高に占める割合が前期1.4%、当期0.9%(連結会社間取引消去後)であり金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

当社グループは、設備工事業を営んでおり、売上高が事業活動の規模を示す適切な指標と判断した。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果が有効であることを踏まえ、連結売上高の概ね9割以上に達している当社を「重要な事業拠点」とした。「重要な事業拠点」である当社は、電気工事、電気通信工事、土木工事、建築工事等の請負施工を行っており、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として「完成工事高」、「完成工事原価」、「完成工事未収入金」、「未成工事支出金」、「材料貯蔵品」、「工事未払金」を選定し、それらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、財務報告への影響を勘案して、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目として「工事損失引当金」を選定し、それらの勘定科目に至る業務プロセスについて、個別に評価の対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。